

番号	工事内容	備考	適否
1	母屋の新築、建替え	リフォームではないため	×
2	母屋の増築、改築(建替えに該当しないもの)、減築		○
3	店舗・事務所・賃貸住宅等のリフォーム	自己の居住用の住宅ではないため	×
4	店舗・事務所等自己の居住の用以外の専用に供する部分(非住宅部分)が一部ある住宅(併用住宅)のリフォーム	非住宅部分、非住宅部分の面積が自己の居住の専用に供する部分(住宅部分)の面積を超えるものについては非住宅部分と住宅部分の共用に供する部分(屋根・外壁・廊下・階段等)は対象外	△
5	外壁の改修(修繕、塗装、張替え)		○
6	屋根の改修(塗装、葺き替え、防水工事)		○
7	基礎・壁等の補強		○
8	居室の間取り変更		○
9	天井・壁のクロスの張替え		○
10	床の張替え(フローリング・畳の張替え)		○
11	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修	レンジフードの交換も可	○
12	建具・開口部の交換、修繕、新設(ドア・襖・障子・窓・雨戸・シャッター等)		○
13	バリアフリー改修(手摺の設置、段差解消等)		○
14	断熱・防音工事(床・壁・窓・天井・屋根等)		○
15	ビルドインガレージの改修		○
16	塀・門等の工作物の改修	新設は対象外	○
17	物置・カーポート・離れ等の建築物の修繕、新設	修繕は対象 新設は母屋に固定されるもののみ対象	△
18	バルコニー・ベランダ・ウッドデッキ等の工作物の修繕、新設	修繕は対象 新設は母屋に固定されるもののみ対象	△
19	給湯器の交換、設置		○
20	防蟻・防腐処理		○
21	ハウスクリーニング、廃材処分	補助対象工事の施工に伴い発生する場合のみ対象	△
22	家具(ベッド、食器棚等)・家電製品(エアコン、アンテナ、照明器具等)・調理関連機器(ガスコンロ、食器洗い乾燥機等)・その他物品の購入、設置	造り付けの家具、天井や壁と一体化した照明器具本体や埋め込み式の空調機器の交換など専門的な工事を要するもの、システムキッチンに含まれるビルトインコンロや手元灯など不可分なもののみ対象	△
23	エアコン・アンテナ等の脱着	補助対象工事の施工に伴う脱着の場合のみ対象	△
24	インターネット回線の引き込み		×
25	防犯カメラ・防犯ライト・火災報知器の設置		×
26	樹木の剪定等の植栽工事	補助対象工事の施工に伴い発生する場合のみ対象	△
27	川口市が行っている他の補助制度の対象となるもの		×
28	この表に掲示のない工事	個別審査により決定	△